

弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会公募委員募集要項

1 趣旨

この要項は、弘前圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員（「以下「委員」という。）を公募するにあたり、募集や選考の方法など必要な事項について定める。

2 委員の役割等

- (1) 「弘前圏域定住自立圏共生ビジョン」策定及び変更等について審議する。
- (2) 年1～2回程度の会議（平日・日中の会議）に出席する。（令和7年度は1～3回開催予定）
- (3) 委嘱期間は、委嘱された日から令和9年3月31日までとする。

3 募集

- (1) 募集内容は、弘前圏域（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）（以下、弘前圏域）の広報誌及びホームページへ掲載する。
- (2) 募集期間は、令和7年5月15日（木）から6月30日（月）午後5時までとする。
- (3) 募集する人数は、2人程度とする。

4 報酬等

「弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例」の規定に基づき、懇談会1回の出席につき、報酬及び交通費相当額を支給する。

5 応募資格と方法等

- (1) 応募資格は、弘前圏域内に居住する満18歳以上の住民とする。
- (2) 応募しようとする者は、志望動機（400字以内）を提出するものとする。
- (3) 上記（2）は、応募者本人の作成によるもので、住所（住民票所在地）、氏名、（ふりがな付き）、生年月日、性別、職業、電話番号が明記されていること。
- (4) 次の者は原則として選任できないものとする。
 - ・現在、圏域内市町村の審議会委員などになっている方。
 - ・圏域内市町村の議員又は職員の方。（退職者含む。）
 - ・過去に本懇談会の公募委員であった方。
- (5) 上記（2）及び（3）を記した応募用紙の提出は、郵送、弘前市企画部企画課窓口への持参、FAX又はメールのいずれかの方法によるものとする。

6 選考方法等

- (1) 選考の方法は、提出された応募申込書の内容を考慮するとともに、住所、年齢、職業などの応募者の属性を考慮し、弘前市企画部企画課が選考する。
- (2) 弘前市長が委員を委嘱する。

7 発表

選考結果については、8月中旬頃に応募者全員に文書で通知するほか、委員として選考した方の氏名は、弘前市のホームページで発表する。